

都城市有地売却募集要項
(大岩田町)

総務部財産活用課

令和 8 年 1 月 隨時募集

1 目的

未利用市有地を売却するため、土地の買受人を随時募集し、買受人を決定するもの。

2 募集の概要

(1) 事業の名称

都城市有地売却

(2) 事業の目的

未利用市有地を売却すること

(3) 募集の内容

本事業用地の買受人を公募する。

(4) 物件

物 件 番 号	2 7			
物 件 名 称	大岩田児童プール跡地			
最 低 売 却 価 格	3,220,000 円			
单 価	4,200 円 / m ²			13,860 円 / 坪
土 地	所在	地番	地目	地 積
				公簿 実測
	都城市大岩田町	5515 番 1	雑種地	767 m ² 767.70 m ²

※ 詳細は別紙物件調書のとおり。

※ 登記地目は雑種地ですが、現況から宅地での鑑定評価としています。

(5) 契約条件

- ア 最低売却価格以上の価格での申込みをした者を売却決定者とする。
- イ 物件に係る公租公課については、売買代金を完納した日以降は売却決定者の負担とする。
- ウ 境界、工作物及び日照等に関する隣接土地所有者及び周辺住民との協議は、全て売却決定者において行うものとする。
- エ 売却決定者は、所有権移転登記完了まで他人に権利を譲渡することはできない。
- オ 登録免許税等の本事業に係る費用は、全て売却決定者の負担とする。
- カ 売却決定者は、契約締結後、売買物件に数量の不足、地中埋設物その他の瑕疵があることを発見しても、売買代金の減額、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

3 購入資格

申込みする者は、次に掲げる要件を全て満たす個人又は法人であることを条件とする。

- (1) 市税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (2) 購入者（法人の場合は、役員又は経営に事実上参加している者）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4 購入申込

購入希望する者は、次に掲げるとおり提出書類を添えて申請するものとする。また、証明書等は、申込時点から3か月以内に発行されたものを提出すること。なお、提出された書類は、返却しない。

(1) 提出様式

ア 個人及び法人共通

- ・ 申込書（様式1）
- ・ 見積書（様式6）

イ 個人の場合

- ・ 暴力団排除及び市税の納税調査に関する誓約書及び同意書（様式3）
※フリガナも記入すること。

ウ 法人の場合

- ・ 暴力団排除に関する誓約書（様式4）
- ・ 暴力団排除に関する役員等名簿兼同意書（様式5）
※フリガナも記入すること。

エ 消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書

※管轄税務署にて取得すること。

(2) 受付期間 随時

(3) 提出方法

郵送又は直接持参により提出すること。なお、郵送の場合は、書留等を利用して受付期間内に確実に到着するように送付すること。

(4) 提出先

「11 問合せ先」に同じ

5 失格事由

応募者が、次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 参加資格がないことが判明したとき。

6 現地立会

現地調査は、隨時各自で行うものとする。ただし、立会いが必要な場合は下記問合せ先まで連絡すること。

7 契約

次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 契約書

契約書に住所及び氏名を記入し、押印したものを指定する期日までに提出すること。また、そのうち1部は収入印紙を貼り付けて、消印を押印すること。契約書案は別添のとおり。

(2) 契約保証金

売却決定者は、売買代金の100分の10以上の現金を、都城市が契約締結時に発行する納入通知書により直ちに納付すること。

(3) 売買代金

売却決定者は、売買代金（契約保証金からの充当分を含む。）を、都城市が契約締結後に発行する納入通知書により納付期限内に納付すること。

(4) 登記

売買代金完納後、市が所有権移転登記申請手続を行う。登録免許税分の収入印紙（金額は別紙物件調書参照）を財産活用課に提出すること。

個人の場合、住民票（個人番号の記載がないもの）を提出すること。

法人の場合、履歴事項全部証明書を提出すること。

(5) 契約解除

次の場合、市は、契約を解除することができる。なお、契約を解除した場合、契約保証金は返還しない。

ア 売買契約に定めた納付期限内に落札者が代金を完納しないとき。

イ 入札後に参加資格がないことが判明したとき。

9 問合せ先

都城市総務部財産活用課 財産マネジメント担当

〒885-8555

宮崎県都城市姫城町 6 街区 21 号

TEL 0986-23-2672 (直通) FAX 0986-23-2625

Email kanzai@city.miyakonojo.miayazaki.jp